

女子差別撤廃委員会最終見解フォローアップ項目に関する 政府の実施状況の国連への報告について

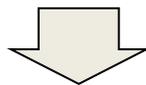
平成 30 年 3 月
内閣府男女共同参画局

平成 28 年（2016 年）3 月 7 日、我が国の女子差別撤廃条約実施状況第 7 回及び第 8 回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解が発出されたところ、同見解では、平成 30 年（2018 年）3 月まで（最終見解から 2 年以内）に、以下の 2 項目の実施状況についてフォローアップを行い、同委員会へ報告することとされている。

同報告においては、主に第 7 回及び第 8 回報告作成時点の平成 26 年（2014 年）1 月から平成 30 年（2018 年）3 月までの間における我が国の取組を記載している。

女子差別撤廃委員会の最終見解パラ 13 (a)

(a) 民法を改正し、女性の婚姻開始年齢を男性と同じ 18 歳に引き上げること、女性が婚姻前の姓を保持できるよう夫婦の氏を選択に関する法規定を改正すること、及び女性に対する離婚後の再婚禁止期間を全て廃止すること



【日本政府報告案（概要）】

- 女性の婚姻開始年齢引上げに向けた民法改正の検討状況
 - ・法務大臣の諮問機関である法制審議会の答申
 - ・同答申を踏まえ、民法の成年年齢を 18 歳に引き下げるとともに、婚姻開始年齢を男女とも 18 歳とすること等を内容とする法律案を 2018 年 3 月に国会に提出

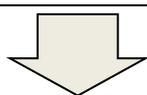
- 選択的夫婦別氏制度に係る検討状況
 - ・夫婦同氏を定める民法第 750 条の規定についての最高裁判決
 - ・最高裁判決における指摘や国民的な議論の動向を踏まえての慎重な検討

- **再婚禁止期間の短縮に係る検討状況**
 - ・再婚禁止期間のうち100日を超える部分は憲法に違反すると判断した最高裁判決
 - ・再婚禁止期間を100日に短縮する民法の一部を改正する法律の成立・施行
 - ・改正法の附則を受け、改正後の規定の施行状況などを踏まえて再婚禁止に係る制度のあり方についての継続的な検討

- **旧姓の通称としての使用の拡大に係る取組**
 - ・女性が不便を感じ、働く意欲が阻害されることのないよう、婚姻前の旧姓の通称としての使用の拡大を推進

女子差別撤廃委員会の最終見解パラ 21 (d) & (e)

- (d) アイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性などの民族的及びその他のマイノリティ女性や移民女性に対する攻撃を含む、民族的優越性又は憎悪を主張する性差別的な発言や宣伝を禁止し、制裁を課す法整備を行うこと、
- (e) 差別的な固定観念及びアイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性や移民女性に対する偏見を解消するために取られた措置の効果について独立した専門機関を通じて定期的に監視及び評価すること。



【日本政府報告案（概要）】

- **第4次男女共同参画基本計画に基づく人権教育・啓発活動等の取組**
 - ・基本計画等に基づき、例えば人権教育・啓発活動の促進や調査救済活動の促進、人権相談所における相談体制の充実等を推進

- **移民女性を含む外国人女性に対する偏見や差別の解消に向けた取組や人権教育・啓発活動**
 - ・配偶者暴力防止法に基づく外国人被害者の支援
 - ・婦人相談所一時保護所における外国人のための専門通訳者の養成研修の実施
 - ・法務局・地方法務局における外国語人権相談体制の整備

- ・人権尊重の意識を高める教育の充実
- ・日本に居住する外国人に向けた日本語教育の促進

- **人権問題に関する施策の実施状況の定期的な点検等**
 - ・男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害の被害者の救済に関する体制等についての調査
 - ・女性に対する人権問題に関する施策の実施状況について男女共同参画白書の中で言及
 - ・人権教育及び人権啓発に関する施策についての毎年の国会報告
 - ・人権擁護に関する世論調査の実施

- **いわゆるヘイトスピーチの解消に向けた取組**
 - ・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の施行
 - ・同法に基づく取組の推進

- **同和問題（部落差別）の解消に向けた取組**
 - ・「部落差別の解消の推進に関する法律」の成立・施行
 - ・同法に基づく取組の推進

- **アイヌ関連政策**
 - ・内閣官房長官が主催し、アイヌの代表を含む委員で構成されるアイヌ政策推進会議の設置
 - ・アイヌの人々の意見を踏まえた「民族共生象徴空間」の整備に関するプロジェクト等の取組の推進
 - ・アイヌの人々に関する人権問題を含む人権相談への対応